

令和2年8月1日時点

新型コロナウイルス感染症対策における町有施設の対応方針について

おい町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症防止の観点から営業自粛等を行ってきた町有施設について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という。）、「7月10日以降における都道府県の対応について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」、「8月1日以降における催物の開催制限等について（同）」（以下「室長事務連絡」という。）及び県民行動指針 Ver.8 を踏まえ、基本的感染防止対策を実施のうえ、下記に基づき開館（営業再開）時期等の判断を行ってください。

記

【対応方針】

町有施設は、対処方針、令和2年5月4日付け提言の4. 今後の行動変容に関する具体的な提言、室長事務連絡及び県民行動指針 Ver.8 に則し、管理者の判断において開館（営業）することができる。ただし、呼気が激しくなる室内運動を伴う施設は、特に慎重な判断が必要である。また、接触確認アプリの利用を推奨し、可能な限り利用者の把握と記録に努めるとともに、熱中症等夏の健康管理にも配慮すること。

町有施設を利用した会議、行事、イベント等を開催する場合は、「新型コロナウイルス感染症対策における町主催会議、行事等の実施方針について（令和2年8月1日時点）」によること。

【対象期間】

令和2年8月1日から当面の間

ただし、今後の感染状況等に応じて適宜見直しを行う。

【参考資料】

1. 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）（抄、別紙1）
2. 7月10日以降における都道府県の対応について（令和2年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）（別紙2）
3. 8月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年7月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）（別紙3）
4. 町有施設対応方針改正の運用について（別紙4（20200801改正））